

留学生地域定着・活躍促進事業委託業務 企画提案募集要領

1 業務概要

(1) 目的

世界有数のモノづくり地域である本県では、多くの企業が海外展開しており、グローバル化が進展している現在、中・長期的な成長を実現するためには、グローバル人材の活躍の場を増やし、人材を流入・集積することが必要である。

県内大学等で学ぶ外国人留学生は、高度な知識・技術を持つとともに、日本及び母国の言語や文化を理解していることから、卒業後も当地域で活躍されることが期待される。

そこで、留学生を積極的に受け入れ、県内企業への就職を支援することで、当地域の発展に資する高度人材としての活躍促進を図る。

(2) 業務内容

別添「留学生地域定着・活躍促進事業」委託業務仕様書（企画提案募集用）のとおり。

(3) 委託金額の上限

22,765,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(4) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

2 応募資格

次の（1）から（7）のいずれの要件も満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 企画提案応募書の提出期限において、愛知県から指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) この公告の日から企画提案応募書提出期限までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (4) 次の国税及び県税について滞納がないこと。
 - ・法人事業者の場合：法人税、消費税、地方消費税、法人県民税、法人事業税・地方法人特別税及び自動車税
 - ・個人事業者の場合：申告所得税、消費税、地方消費税、個人事業税及び自動車税
- (5) 愛知県内に本社又は支店等の営業拠点があること。
- (6) 物品の製造等に係る愛知県入札参加資格者名簿（令和7・8年度）の大分類「3. 役務の提供等」に登録されている者であること。
- (7) 過去10年間（平成28年4月1日から企画提案応募書を提出する前日まで）に、外国人留学生等の外国人材の就職支援に関する業務の実績があること。

3 共同体による応募

複数の法人その他団体等で構成される共同体でも応募可能であるが、その場合はいずれかの構成員を代表者とし、応募資格要件は以下のとおりとする。

- ・代表者及び代表者以外の構成員は上記（1）から（5）までの要件を満たしていること。
- ・代表者は上記（6）の要件を満たしていること。
- ・代表者及び代表者以外の構成員のいずれかにより、上記（7）の要件が満たされていること。

4 応募方法

（1）提出書類

ア 企画提案応募書（様式1）

イ 企画提案書（任意様式）

- ・A4判・縦綴じ・横書き（やむを得ずA3版となる場合はZ折りとすること）
- ・企画全体の特徴（コンセプト）、各事業企画、工程及びタイムスケジュールを記載すること。
- ・事業企画には、事業の内容、時期及び規模（回数、定員等）、募集方法、運営方法等を明記し、具体的かつ確実に実現できる内容とすること。

ウ 経費積算書（任意様式）

- ・本業務に係る全ての経費について、具体的に積算根拠を記載すること。
- ・本業務の全部又は主要部分を一括して第三者に委託することはできないが、事業の一部を再委託する場合は、再委託先に支払う経費が明らかになるように記載すること。

エ 事業実施体制書（任意様式）

- ・本事業を実施するための組織体制について、具体的に記載すること。

オ 外国人材の就職支援に関する業務の実績（任意様式）

- ・過去10年間に実施した外国人材の就職支援に関する業務内容について具体的に記載するとともに、当該業務の成果報告書等の写しがあれば添付すること（正本のみで可）。

カ 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式2）

キ 会社概要等（任意様式）

- ・「会社名」、「代表取締役社長」、「本社所在地及び電話番号」「創立年月日」、「資本金」、「主な事業内容」、「事業所所在地」及び「従業員数（単独及び連結）」の記載のあるパンフレット等を提出すること。

ク 企画提案応募書の非開示願（必要な場合のみ）（様式3）

- ・企画提案応募書は、原則開示となるが、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、愛知県情報公開条例第7条第3項イの規定により非開示となるので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を記載すること。

（2）提出部数

8部（正本1部、副本7部）

ただし、ア、オ（うち成果報告書の写し）及びカ～クは正本1部のみの提出で可。

（3）提出期限

令和8年2月19日（木）午後5時まで（必着）

（4）提出先（問合せ先）

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県政策企画局国際課調整・留学生グループ（担当：島倉）

電話：052-954-6180（ダイヤルイン）

電子メール：kokusai@pref.aichi.lg.jp

（5）提出方法

持参又は郵送（配達証明に限る。）により提出すること。

（6）その他留意事項

ア 事業企画の内容は、仕様書に記載のとおりとするが、記載の内容を超える有効な提案があった場合は、審査の際、評価に加味する。

イ 県で受け付けた後の提出書類の追加及び修正は認めない。

ウ 次項に該当するときは無効となる場合がある。

- ・提出期限後に提出されたもの
- ・虚偽の内容が記載されているもの
- ・本募集要領に適合しないもの

5 選定方法

（1）選定手順

別に設置する「留学生地域定着・活躍促進事業委託業務受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」において、期限までに提出された企画提案応募書により、最も優れた応募者を受託候補者として選定する。

その後、受託候補者と契約に向けた調整や手続等を経た上で仕様書を作成し、随意契約を締結する。

（2）選定基準

選定は、応募者の能力（実施体制、類似業務の実績等）及び提案内容（具体性、独自性、実行可能性等）の各方面から総合的に評価する。

（3）その他

選定委員会は非公開とし、審査の経過など審査に関する問い合わせには一切応じないものとする。また、異議申し立ても一切認めないものとする。審査の結果は、確定後速やかに応募者全員に通知する。

6 質問の受付及び回答

本業務の企画提案に関する質問については、以下のとおり受け付ける。

（1）受付締切

2月6日（金）午後5時まで

（2）提出方法

電子メールにより提出することとし、件名は「留学生地域定着・活躍促進事業委

託業務に係る質問」とすること。

(3) 様式

任意様式とする。

(4) 提出先

愛知県政策企画局国際課調整・留学生グループ（担当：島倉）

電子メール：kokusai@pref.aichi.lg.jp

(5) 回答

受け付けた質問については、2月12日（木）までに県国際課のウェブサイトに回答を掲載する。ただし、質問者固有の内容である場合は、質問者のみに電子メールにて回答する。

7 スケジュール予定

- ・受託者募集の実施に関する告示 : 1月26日（月）
- ・質問の受付 : 1月26日（月）～2月6日（金）午後5時
- ・質問への回答 : 2月12日（木）まで
- ・応募書類提出締切 : 2月19日（木）午後5時
- ・選定委員会の開催、受託者の決定 : 2月27日（金）
- ・契約締結 : 4月1日（水）

8 その他

- (1) 契約書の作成は、電子契約サービスを使用して契約内容を記録した電磁的記録（電子契約書）を作成する方法によることができる。その際は、電子契約利用申込書（別紙）を提出するものとする。
- (2) なお、当事業は、県当初予算の成立及び国における事業交付決定を前提に公募を行うものであり、本事業に係る予算が成立しない場合や国において事業決定がなされなかった場合には、この公募及び契約の手続きを中止することがある。また、国において交付金の減額や事業内容の変更が決定された場合には、その内容に基づいて受託者と別途協議をし、変更契約を締結するものとする。